

令和2年4月から行政組織の一部が変わります ～今後の行政需要への対応に向けて～

1 概要

行政課題に的確に対応した施策の展開を効果的かつ効率的に行うための機能的な組織整備として、次の基本的な考え方のもとに、行政組織を見直します。

<基本的な考え方>

- (1) 住宅と空き家等対策に係る施策をまちづくりの一環として推進するための体制を整備する。
- (2) 公共施設の管理運営に係る施策を総合的に推進するための体制を整備する。

2 変更内容

- ◆ まちづくり推進部に**住宅政策課**を新設し、**住宅担当**を建設部住宅施設課から、**空き家対策担当**を環境部環境保全課から、それぞれ移管します。【考え方(1)】
- ◆ 建設部住宅施設課に**施設マネジメント担当**を財政部管財契約課から移管し、既存の建築担当との2担当を所管するとともに、課名を**施設管理課**にします。【考え方(2)】

3 実施時期

令和2年(2020年)4月1日

担当課 総務部総務課

【まちづくり推進部】

改正前	
課	担当
都市政策課	都市計画
	まちづくり
	交通企画
	審査
都市整備課	組合指導
	業務
	拠点整備

改正後	
課	担当
都市政策課	都市計画
	まちづくり
	交通企画
	審査
都市整備課	組合指導
	業務
	拠点整備
住宅政策課 (新設)	住宅 (住宅施設課から移管)
	空き家対策 (環境保全課から移管)
ニュータウン創生課	企画
	整備
建築指導課	管理
	建築指導
	開発指導

ニュータウン創生課	企画
	整備
建築指導課	管理
	建築指導
	開発指導

【建設部】

改正前	
課	担当
道路課	管理
	業務
	建設・維持
公園緑地課	業務
	建設
	施設
	緑化
潮見坂平和公園管理事務所	
河川排水課	管理
	工務
住宅施設課	建築
	住宅 (住宅政策課へ移管)

改正後	
課	担当
道路課	管理
	業務
	建設・維持
公園緑地課	業務
	建設
	施設
	緑化
潮見坂平和公園管理事務所	
河川排水課	管理
	工務
施設管理課 (名称変更)	建築
	施設マネジメント (管財契約課から移管)